

# 令和5年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」 地域と移住者とのきずな創出支援業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

## 1 委託業務名

令和5年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」地域と移住者とのきずな創出支援業務

## 2 業務目的

先輩移住者や地域コミュニティのキーマン及び農山村地域で農業・地域活性化に関わる者、移住実践者で受け入れに協力する者（以下「地域支援者」という。）を拡大するとともに、地域支援者間の交流を図り、受入体制を強化する。

また、移住体験イベント等を開催し、移住希望者と地域支援者とがつながる場を提供する。

## 3 「農ある暮らし」の定義

新たに農業を始める、農産物の生産から加工販売まで手掛ける農業の6次産業化に携わる、又は自宅近くの市民農園で野菜を育てるなど、それぞれの希望に応じて様々な形で農に関わる暮らしをすること。

## 4 委託期間

契約日から令和6年3月8日（金）まで

## 5 委託業務の内容

埼玉県内の農ある暮らしの普及推進を図ることを目的に、地域支援者を中心とした移住の受入体制を強化するとともに、農山村地域に興味を持つ都市住民等を対象とした事業を地域支援者の参画により効果的に実施する。

### （1）農ある暮らし体験モニターの実施

農作業、農産物加工作業、林業、農家民宿補助など農ある暮らしを体験するモニターを募集する。体験モニターが参加する農ある暮らしの体験活動（以下、「体験活動」とする）には地域支援者がコーディネーターとして参加する形で実施する。

ア 体験活動は出来るだけ異なる内容と地域で行うものとし、事業実施期間内に3回以上実施し、1回あたり5名から10名程度の体験モニターを集めるよう、効果的な広報を行うこと。（同一人が各体験活動に重複して参加することは可とする。）

イ 体験活動は地域支援者が直接行っているものか、又は地域支援者以外の者が行っているものに地域支援者がコーディネーターとして参画する形で実施するものとする。（体験活動受入者とコーディネーターは同一人とするは可とする。）

**【上記の補足説明】**

- ・ 単なる農作業等を行う体験ではなく、移住希望者と地域支援者が事業を通じて交流することを目的としている。
- ・ 狙いとしては、地域支援者が日ごろ行っている活動を参加者が体験し、モニターすることで本県での農ある暮らしを体験できる新たな体験メニューを創出し、委託事業終了後も創出された体験メニューを継続していくということを視野に入れている。
- ・ ただし、自身の活動を体験させるということが可能な地域支援者の確保が難しい場合は、事前に県と協議の上、既に農作業等の体験活動を提供しているところで活動することも可とするが、地域支援者も参加しコーディネートさせることで移住希望者と地域支援者の交流する場は創出することとする。

ウ 体験モニターのモニタリングの方法については、効果的な手法により行い、電子媒体で結果を集約したものを作成して提出すること。

なお、事業終了後、県ホームページで掲載するものとするため、写真等を使いビジュアル面も工夫して作成すること。

エ 体験活動が全て終了した後に、活動に参加した体験モニターと地域支援者を一堂に会した発表会を1回実施する。発表会は体験モニターの結果を総括したものを参加者に展開するほか、体験モニターと地域支援者の絆を構築することを踏まえた内容で実施すること。

参加者については、体験活動に参加した者のうち希望する者とするが、3回以上実施した各体験活動ごとに必ず参加した者が入るようにし、全体で15名以上は参加するよう努めること。

事業を効果的に実施できることが見込める場合は、体験活動に参加していない地域支援者や行政関係者などを数名程度参加させることは可とする。

オ 体験活動については、必要に応じて、モニター価格を設定して、参加料を設定することは可とする。

カ 市町村等関係機関と綿密に調整すること。

## (2) 農山村地域支援者交流会の開催

埼玉県内の地域支援者を集めた地域支援者交流会を1回以上開催する。

- ア 各地の活動事例の発表や、移住を検討する地域外の方との関係づくりについて意見交換をするなど、移住希望者の受入体制の強化につながるものとなるように企画し、当日の運営を工夫すること。
- イ 開催場所は埼玉県内とし、会場は受託者において確保すること。
- ウ 地域支援者となる者に対して効果的な告知活動を行い、参加者を15名以上にすること。

## (3) 活動の発表

上記(1)・(2)の活動内容について、ターゲットとする若い世代や潜在的な地域支援者等に対して、埼玉県の「農ある暮らし」への関心を高め、移住につながるように発表すること。

イベントの開催や出展、自社のHP、その他のSNS、雑誌等への掲載などにより実施し、発表の方法、場所等は問わない。

## (4) その他全般的な事項

- ア 本事業の目的を十分理解した上で、業務の進行管理を行い、実施すること。
- イ 業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。
- ウ 関係する市町村との情報共有、連携の下に業務を進めること。
- エ 協力者等に対して謝金・対価等の支払いが生じた場合は、受託者において負担すること。
- オ 参加者の移動、体験活動等の安全確保に十分留意すること。
- カ 実施する各事業については、事業の効果を測定するため、アンケートを必ず実施すること。

## 6 報告書の提出

事業終了後速やかに、アからウまでの報告書等を県農業ビジネス支援課に電子データで提出すること。

### ア 完了報告書

写真等が掲載され、一連の取組の実施状況が分かるよう記載すること。

また、本事業を行ったことによる効果や課題等の分析結果も記載すること。

### イ アンケート集計結果 (excel ファイル)

### ウ 写真 (JPEG ファイル)

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。

なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。